

## 規制逃れを目的とした一人親方化の防止・是正

### 【一人親方の実態把握等について】

- ・一人親方に継続的に発注する企業の割合は22年度調査から微減
  - ・一人親方に継続的に発注する企業の約72%は「労務提供のみ」といった内容で仕事を依頼
- ⇒今後も一人親方を取り巻く新たな課題が起こる可能性があることに留意し、引き続き一人親方に関する実態把握に努めるとともに、業界一体となって対応するため、情報共有等の連携を図る必要
- ⇒規制逃れを目的とした一人親方化の進行に注視する必要

### 【適正でない一人親方の目安の策定について】

- ・10代の一人親方の割合は0.4%、経験年数3年未満の一人親方の割合は2%
- ⇒適正でない一人親方の目安について、年齢や経験年数に加えて技能レベル（CCUSレベル等）についても適切なものを検討する必要

### 【チェックリスト等を活用した確認および不適正な一人親方の雇用契約への誘導について】

- ・チェックリストについて、約87%の一人親方は活用したことがない
  - ・チェックリストの全ての項目について、2割～5割程度の一人親方が、裁量の低い働き方に該当
  - ・雇用労働者として働くことを希望する一人親方のうち、約19%は取引する企業から一人親方として働くよう言われている
- ⇒チェックリストの活用を徹底する必要
- ⇒チェックリストの活用結果に応じて、元請けは雇用契約への誘導、下請企業は雇用契約の締結を行うよう徹底する必要
- ⇒一人親方と下請企業だけでなく、元請企業、発注者、関係省庁も一体となって取り組む必要
- ⇒労働者性の判断に関する相談への対応を強化する必要
- ⇒上記の取組が、適正な一人親方まで排除することにつながらないよう、建設企業が実施すべき適切な対応を業界へ周知する必要

## 一人親方と建設企業の適正取引等の推進

- ・一人親方のうち約38%は、同種の雇用労働者の同額以下の報酬しか受け取っておらず、必要経費が請負代金に反映されていない可能性
  - ・建設企業の66%が、一人親方と契約する際に見積書の作成・提出を求めている
- ⇒一人親方として働く技能者が必要経費等が含まれた報酬を受け取れるよう取り組む必要
- ⇒見積書の提出・書面契約を徹底し、一人親方と建設企業の適正取引を推進する必要